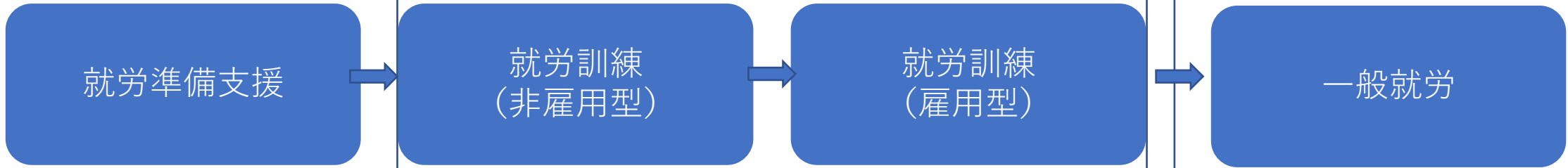


生活困窮者自立支援制度の就労支援

就労支援

中間的雇用



※必ずしも非雇用型を経る必要はない

就労準備支援

職業適性検査などにより、自分に合う仕事をさがしたり、職場見学、職場体験を行い、仕事に就く事をイメージする。また、コミュニケーションスキルを高めるための練習をするなど、仕事に向けた準備を支援者と共に行う。

就労訓練(非雇用型)

非雇用型は、雇用に向けて、ゆっくりとしたペースで仕事に体を慣らしていきたい方で、最低賃金以下の報酬になるが、勤務時間や勤務日は個人のペースに合わせる事ができる。

就労訓練(雇用型)

非雇用型と雇用型があるが、必ずしも、非雇用型から雇用型の段階を経なければいけないわけではない。雇用型では、ほぼ一般の従業員と同じような業務内容を行うようになる段階で、安定的に行えるようであれば、雇用契約を結び、業務に就く。